

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年8月26日(2021.8.26)

【公開番号】特開2021-102141(P2021-102141A)

【公開日】令和3年7月15日(2021.7.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-031

【出願番号】特願2021-67617(P2021-67617)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月3日(2021.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の始動条件の成立によって得られる情報に基づいて当落を判定し、当該当落の判定の結果に基づいて図柄の可変表示を行い、該可変表示を行った結果として当りの表示結果が導出表示されると遊技者にとって有利な特別遊技が行われる遊技機であって、

複数回の前記図柄の可変表示を跨いで第1の演出態様を連続的に出力可能な通常演出制御手段と、

前記図柄の可変表示中に、前記特別遊技が行われる期待を示唆する特別演出を実行可能な特別演出制御手段と、

を備え、

前記特別演出制御手段によって前記特別演出が実行されると複数回の前記図柄の可変表示を跨いで出力可能とされる前記第1の演出態様の出力が停止するようにされており、

前記特別演出が実行されたにもかかわらず前記図柄の可変表示における前記当落の判定結果がはずれである場合、当該はずれの表示結果が導出表示されるより前に前記第1の演出態様の出力を再開させ、

前記再開させた前記第1の演出態様の出力は、前記はずれの表示結果が導出表示されたあとに移行可能な前記図柄の可変表示が行われていない第1状況および当該第1状況に移行してから所定時間が経過したときに移行可能な当該第1状況とは異なる第2状況のいずれにおいても可能とされ、

前記第2状況において、前記第1の演出態様と該第1の演出態様とは異なる第2の演出態様とを出力することが可能とされ、前記第1の演出態様が出力されている前記第2状況において特別条件が成立すると前記第2の演出態様が出力され、

前記第2状況において前記第2の演出態様が出力されているときに前記図柄の可変表示が開始されたとしても、当該図柄の可変表示が行われているときに前記第2の演出態様の出力を可能とし、

前記第2状況において前記第2の演出態様が出力されているときに前記図柄の可変表示が開始されたとしても、当該図柄の可変表示が行われているときに前記第2の演出態様の出力が可能とされているなかで、前記図柄の可変表示が行われていないときの音量よりも、前記図柄の可変表示が行われているときの音量の方が大きくなることを可能とする

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、前述したような演出等にはまだ工夫が必要である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで本発明は、上述した課題に鑑み、演出の工夫が施された遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記目的を達成するため、本発明は、所定の始動条件の成立によって得られる情報に基づいて当落を判定し、当該当落の判定の結果に基づいて図柄の可変表示を行い、該可変表示を行った結果として当りの表示結果が導出表示されると遊技者にとって有利な特別遊技が行われる遊技機であって、複数回の前記図柄の可変表示を跨いで第1の演出態様を連続的に出力可能な通常演出制御手段と、前記図柄の可変表示中に、前記特別遊技が行われる期待を示唆する特別演出を実行可能な特別演出制御手段と、を備え、前記特別演出制御手段によって前記特別演出が実行されると複数回の前記図柄の可変表示を跨いで出力可能とされる前記第1の演出態様の出力が停止するようにされており、前記特別演出が実行されたにもかかわらず前記図柄の可変表示における前記当落の判定結果がはずれである場合、当該はずれの表示結果が導出表示されるより前に前記第1の演出態様の出力を再開させ、前記再開させた前記第1の演出態様の出力は、前記はずれの表示結果が導出表示されたあとに移行可能な前記図柄の可変表示が行われていない第1状況および当該第1状況に移行してから所定時間が経過したときに移行可能な当該第1状況とは異なる第2状況のいずれにおいても可能とされ、前記第2状況において、前記第1の演出態様と該第1の演出態様とは異なる第2の演出態様とを出力することが可能とされ、前記第1の演出態様が出力されている前記第2状況において特別条件が成立すると前記第2の演出態様が出力され、前記第2状況において前記第2の演出態様が出力されているときに前記図柄の可変表示が開始されたとしても、当該図柄の可変表示が行われているときに前記第2の演出態様の出力を可能とし、前記第2状況において前記第2の演出態様が出力されているときに前記図柄の可変表示が開始されたとしても、当該図柄の可変表示が行われているときに前記第2の演出態様の出力が可能とされているなかで、前記図柄の可変表示が行われていないときの音量よりも、前記図柄の可変表示が行われているときの音量の方が大きくなることを可能とすることを特徴とする遊技機である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 7 】

本発明によれば、演出の工夫が施された遊技機を提供することができる。